

別紙 申請及び公募に係る注意点

■新規指定申請■

■紀の川市総合事業に係る指定事業者によるサービス種類

- ◎介護予防訪問介護相当サービス
- ◎介護予防通所介護相当サービス

■注意点

- ◎平成27年3月31日時点で和歌山県の指定を受けている事業者についても、平成30年3月31日でみなし期間が終了します。
- ◎平成30年4月1日以降、指定を受けられる場合は、すべての事業所において申請が必要です。
- ◎平成30年4月1日から指定を受けられる場合は、平成30年2月28日までに指定申請書をご提出ください。
- ◎提出の際は、ホームページに掲載していますチェック表の番号順にまとめてご提出ください。

■委託事業者の公募■

■紀の川市総合事業に係る委託事業者によるサービスは下記のとおりです。

- ◎訪問型サービスA（緩和された基準によるサービス）
 - ◎訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
 - ◎通所型サービスA（緩和された基準によるサービス）
 - ◎通所型サービスC（短期集中予防サービス）
- ガイドラインに基準を掲載していますので、ご確認ください。

■注意点

- ◎随時上記のサービスの委託事業者を公募させていただきます。
- ◎応募の際は、ホームページに掲載していますチェック表の番号順にまとめてご提出ください。

■セルフケア重視の行政サービス■

■住み慣れた紀の川市でいつまでも

- ◎地域住民が自発的に交流でき、高齢者の身体活動や心の健康保持、社会参加の促進にバランスよく働きかけることが、「自分らしく」紀の川市で生活し続けられることにつながります。
- ◎住民それぞれの生活ニーズが多様化する時代。それぞれの状態像に合わせて介護予防サービスの提供ができるよう、公共サービスやインフォーマルサービス（住民主体の活動等）を整備する必要があります。
- ◎生活拠点はあくまで「自宅」です。
- ◎公共サービスと共にインフォーマルサービスの活用も念頭において、セルフケア重視のサービス提供に努めていただける事業者と共に介護予防施策を進めていきたいと考えています。



公共サービスからの卒業を見据え、自治体だけではなく医療機関や福祉事業所等の地域資源が同じ目的を共有し、つながり、協働することがこれからの紀の川市づくりです。